

街並景観における塀のデザイン研究 1

— 金 沢 —

黒 川 威 人

1. はじめに

近年都市景観に対する社会的な関心が高まって来ている。美しい街並を守るための、あるいは創るための、公共団体および民間の関係諸機関による試みは数多く見られるようになったし、建築メーカーあるいは個人による研究発表も増えて来ている。

こうした傾向の背景を成すものは単一ではないであろうが、ともかく美しさ、という質の領域へようやく社会的な関心が向き始めたということであり喜ばしい。

本研究では、従来の都市計画法⁽¹⁾を根拠とする風致地区を対象としたものや、文化財保存的見地からの歴史的街並保存の問題とは一応一線を画し通常の都市景観に視座をおいた。即ち普段脚光を浴びることのない日常的な街並における塀のデザインを調査し、考究しようとするものである。但し今回対称とした金沢市のように歴史的遺構の多い街並は、当然それとの調和がデザイン上の重要な目標となって来るため、歴史的街並地区の調査をも併せて行なった。

このように塀のデザインは土着の伝統・風土と切り離せない性格を持っており、その意味では都市のデザインと同一であるといえよう。本研究において、金沢地方（における塀のデザイン）を当面の目標として設定したのもその謂である。具体的には、現在の金沢における塀の実態を調べ、その特質をさぐり、その上で当地方における塀のデザインはどうあるべきかを、真に金沢らしい街並景観創出の立場で考え、提言して行きたいと考えている。今回は全稿をそのための予備研究としての調査と若干の考察にあてた。

2. 調査方法

一件一件⁽²⁾の塀を観察し後述の分類によって記録した。調査地点はランダムに住宅地の中から選んだが、行政区画による丁目を一単位として集計した。又都心と郊外、あるいは通りによる差異を大づかみに把握する目的で、都心から山の手の住宅地へ向う代表的な三本の大通りの調査も行ったが、この場合には行政区画は無視し、通りという性格上地点間を結ぶ区間を単位と

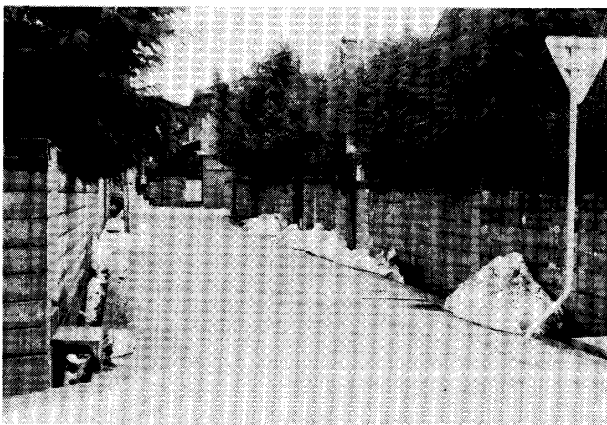


図1 一般住宅地の塀（金沢市寺町）

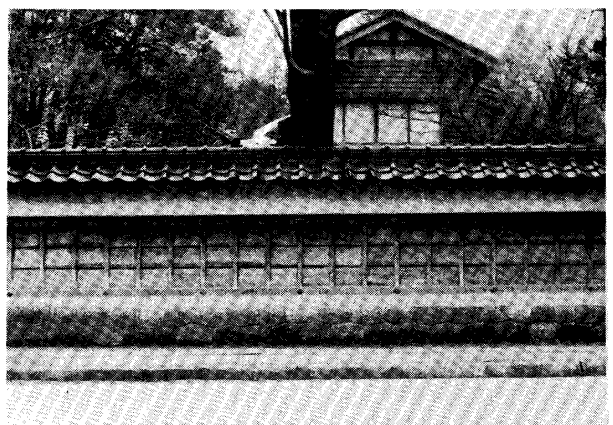


図2 歴史的遺構（同寺町，寺院の塀）

した。

その他、比較のためのサンプルとして京都市の一部の町の調査も同様の方法で行った。具体的な町名、大通り名は次のとおりである。なお地図上の地点は付図1および2を参照されたい。

金沢市内

- ・小立野二丁目
- ・石引四丁目
- ・泉野二丁目
- ・長町一丁目
- ・長町三丁目
- ・犀川大通り
- ・小立野大通り
- ・寺町大通り

京都市内

- ・下鴨萩ヶ垣内町
- ・南禅寺下河原町

3. 塀の分類

調査に当っては、塀の種類をあらかじめ想定して分類しておき、現地で一軒ごとにその出現頻度をチェックした。又事前の分類項目にない新タイプに出合った場合は、その都度新しい項目を作って記入するとともに、写真撮映を行い、集計段階でどのタイプに属せしめるかを再判断する資料とした。最終的には次のような分類となった。なお複数の要素によって構成された塀は、景観上主体をなすと見なされるものによって代表させることとした。

- イ. コンクリートブロック塀（以下ブロック塀と略記）
- ロ. 石塀（含擬石、石垣塀）
- ハ. モルタル塀
中はブロック等で築造し表面をモルタルで仕上げたもの。
- ニ. 生垣
- ホ. 花壇式生垣（以下花壇式と略記）
生垣の変種であるが図3のようなフラワーポット状の立ち上がりを持ったもの。
- ヘ. フェンス
鉄、アルミニウム等の金属素材を使用したもので、棒材、金網、鋳物等を問わず庭園内が透けて見えるもの。
- ト. 板塀

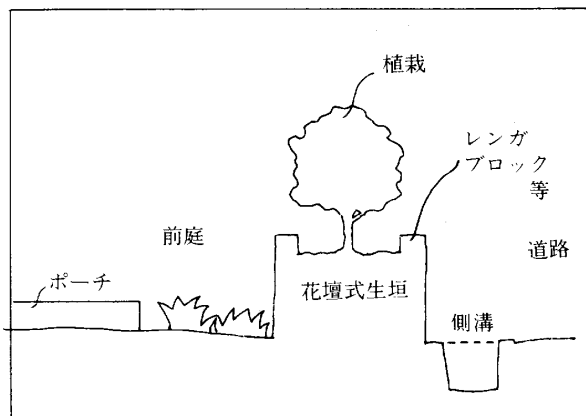


図3 花壇式の図（断面）

チ. 竹垣

四つ目垣、建仁寺垣等を問わず、竹で作られたもの。担し生垣の保護のための副木などは除外する。

リ. 築地塀

金沢においては侍屋敷に付随した土塀という呼称の方がなじみがあるが、寺院の塀のように多くを板でおおったタイプもありこの呼称で分類した。なお鉄筋コンクリート造などであっても外観が築地塀の形態をとっているものはこの分類に入れた。逆に築地塀の形態をとっていても全てを板で張りまわしたものなどは板塀の分類へ入れた。

ヌ. その他

レンガ塀、タイル貼り塀、波トタン等鉄板張りの塀、木さくなどは一定の出現頻度はあるが、いずれも少数なのでその他としてまとめた。

以上であるが、実際にはどの分類に入れるか判断にまよったものもあった。これらは次章の集計グラフには注記付きでいずれかの分類へ振り分けた。担し延長1mに充たない小規模なものや、手入れ不足等により、塀の形態をとどめていないものは除外した。

4. 調査結果

前章での分類をもとに調査結果を以下の表のようにまとめた。(表1~11)なお景観上類似性の強い生垣と花壇式は分類を明確にしながらまとめて示した。

表1 金沢市小立野二丁目 (昭和54年8月調べ)

種類	数量	説明	(件)	(%)
ブロック塀	228	5 (ブロック+生垣) 1 (ブロック+フェンス)	234	59.5
石 塀	56	2 (石+フェンス)	58	14.8
モルタル塀	42	1 (モルタル+フェンス)	43	10.9
生垣 垣	28	12 (花壇式)	40	10.2
フェンス	10		10	2.5
板 塀	2		2	0.5
竹 垣	2		2	0.5
築地塀	0		0	
その他	4		4	1.0
* 総件数 393				

表5 金沢市長町三丁目 (昭和54年8月調べ)

種類	数量	説明	(件)	(%)
ブロック塀	57		57	40.7
石 塀	15		15	10.7
モルタル塀	37	1 (鉄筋コンクリート)	38	27.1
生 垣	4	2 (花壇)	6	4.3
フェンス	5	1 (フェンス+生垣)	6	4.3
板 塀	10		10	7.1
竹 垣	3		3	2.1
築地塀	4		4	2.9
その他	1		1	0.9
* 総件数 140				

表2 金沢市石引四丁目 (昭和54年9月調べ)

種類	数量	説明	(件)	(%)
ブロック塀	64	2 (ブロック+フェンス)	66	40.7
石 塀	19	2 (石+フェンス)	21	13.0
モルタル塀	29	1 (鉄筋コンクリート)	30	18.5
生 垣	14	5 (花壇式) 1 (石+生垣)	20	12.3
フェンス	9		9	5.6
板 塀	12		12	7.4
竹 垣	0		0	
築地塀	0		0	
その他	4		4	2.5
* 総件数 162				

表6 金沢市小立野大通り (昭和54年8月調べ)

種類	数量	説明	(件)	(%)
ブロック塀	20		20	34.5
石 垣	6		6	10.3
モルタル塀	11	1 (鉄筋コンクリート)	12	20.7
生 垣	8		8	13.8
フェンス	5		5	8.6
板 塀	4		4	6.9
竹 垣	1		1	1.7
築地塀	2		2	3.4
その他	0		0	
* 総件数 58				

表3 金沢市泉野二丁目 (昭和54年8月調べ)

種類	数量	説明	(件)	(%)
ブロック塀	100	1 (ブロック+生垣)	101	45.5
石 塀	18		18	8.1
モルタル塀	43	2 (モルタル+フェンス) 1 (モルタル+生垣)	46	20.7
生 垣	22	10 (花壇式) 2 (生垣+花壇)	34	15.3
フェンス	6		6	2.7
板 塀	10	3 (板+竹垣, 板+生垣, 板+フェンス各1)	13	5.9
竹 垣	2		2	0.9
築地塀	0		0	
その他	2		2	0.9
* 総件数 222				

表7 金沢市犀川大通り (昭和54年8月調べ)

種類	数量	説明	(件)	(%)
ブロック塀	43	1 (ブロック+生垣)	44	37.9
石 塀	14		14	12.1
モルタル塀	15	(モルタル+生垣, 鉄筋コンクリート各1)	17	14.7
生 垣	2		2	1.7
フェンス	29		29	25.0
板 塀	0		0	
竹 垣	6		6	5.2
築地塀	0		0	
その他	4		4	3.4
* 総件数 116				

表4 金沢市長町一丁目 (昭和54年8月調べ)

種類	数量	説明	(件)	(%)
ブロック塀	38	2 (プレキャストコンクリート板)	40	37.7
石 塀	8	1 (石+生垣)	9	8.5
モルタル塀	17		17	16.0
生垣 垣	3	4 (花壇)	7	6.6
フェンス	5		5	4.7
板 塀	10		10	9.4
竹 垣	1		1	0.9
築地塀	16		16	15.1
その他	1		1	0.9
* 総件数 106				

表8 金沢市寺町大通り (昭和54年8月調べ)

種類	数量	説明	(件)	(%)
ブロック塀	13		13	16.9
石 塀	10	1 (石+フェンス)	11	14.3
モルタル塀	7		7	9.1
生 垣	2	2 (生垣) 1 (モルタル+花壇)	25	32.5
フェンス	3		3	3.9
板 塀	4		4	5.2
竹 垣	0		0	
築地塀	14		14	18.2
その他	0		0	
* 総件数 79				

(注) 表中の%値は小数点以下2桁の四捨五入値 (表1～表11)

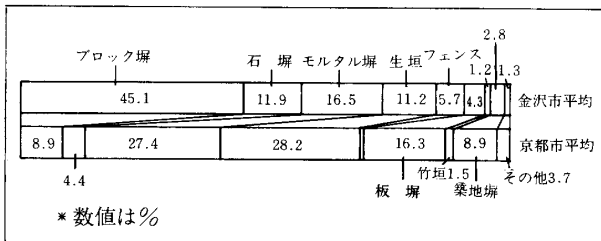
表9 京都市下鴨菰ヶ垣内町（昭和54年10月調べ）

塀の種類	件数	割合 (%)
ブロック塀	6	9.9
石塀	6	6.6
モルタル塀	17	28.6
生垣	19	27.5
フェンス	0	0
板塀	14	19.8
竹垣	0	0
築地塀	3	3.3
その他	4	4.4
* 総件数 91		

表10 京都市南禅寺下河原町（昭和54年10月調べ）

塀の種類	件数	割合 (%)
ブロック塀	3	6.8
石塀	0	0
モルタル塀	8	25.0
生垣	13	29.5
フェンス	1	2.3
板塀	4	9.1
竹垣	2	4.5
築地塀	9	20.5
その他	1	2.3
* 総件数 44		

表11 京都市・金沢市平均比較表



5. 結果の考察

5-1 各調査地の所見

調査地毎のグラフによって明らかなように、街は塀のデザインに於ても夫々性格が表われているといえる。以下に各調査地の所見を記す。

・金沢市小立野二丁目（表1）

金沢市における代表的な住宅地の一つであるが、意外にブロック塀の多い事が判る。これは歴史的遺構が少ない事と共に、街並が形成されたのがほとんど昭和期、それも戦後になってからという新興住宅街部分が多い事によると思われる。

・金沢市石引四丁目（表2）

ここは兼六園などの中央風致地区に隣接する

閉静な高級住宅地であり、小立野地区に較べブロック塀の占める比重は低くなっている。それでも件数にして六十六件、全体の41%を占めている。モルタル塀と石塀の比率は逆に増えているがこの三種類の合計は小立野2丁目の85.2%に対し72.2%とはるかに少なくなっている。代って増えたのは花壇式、板塀、フェンスなどであり、しょうやかな高級住宅街であることをうかがわせている。

・金沢市泉野二丁目（表3）

ここは寺町に隣接しており、藩政時代からかなりの集落があったようであるが、その名ごりか美しい生垣や、豪壮な石垣塀が見られる。ただしここでも第1位はブロック塀であり、45.5%の数字は石引四丁目よりも5%ほど多い。生垣の数は10.8%とほぼ石引に同じであるが、モルタル塀が21%を示し他のどの他区よりも高い比率を占めているのが眼につく。

・金沢市長町地区（長町一丁目、三丁目）（表4、表5）

町内に金沢市伝統環境保存区域を有しており、さすがに他の地区とは格段の違いが見られる。しかしそれにしてもブロック塀が、一丁目で38%三丁目で41%という数値は何んとしても多いといわざるを得ない。

売りものの土塀にしても一丁目は15%、三丁目に致っては3%と以外に少ない事に気付く。

土塀のある屋敷は比較的占有面積が大きいため、延長距離で計ればいまま少しパーセンテージは上るであろうが、かけ声ほどには伝統環境保存の実効は上っていないのではあるまいか⁽³⁾

・金沢市内大通り（小立野、犀川、寺町）（表6、表7、表8）

この三つの通りはいずれも都心から郊外住宅地へ向かう街路ながら少しずつ性格を異にしている。中でも犀川大通りは最も近年になって開通（昭和40年代）した通りであり、その商業街的な性格は、フェンスの数が物語っている。しかもこの場合のフェンスはそのほとんどが駐車場（それも何台も入る業務用の）のための金網フェンスなのである。ここでもブロック塀は第1位の頻出度を誇っているが、38%とほぼ長町

1丁目並みの数値となっていて、延長距離の関係もあり25%のフェンスとほぼ同量くらいの印象となっている。

これに対し小立野大通りは藩政時代からの遺構(現国立病院の築地塀など)に代表される閉静な住宅地のイメージが色濃く残っており、フェンスの占める率は10%を切っている。ブロック塀も38%と低く、かわって生垣が15%を占めているのは、さすがに背後の高級住宅地の存在を示すものといえよう。

一方寺町大通りは文字通り藩政時代からの寺町であるため、寺院の築地塀が高い比率を占め、金沢市内では唯一ブロック塀が第3位となっている。花壇式はここでは第1位であり全体として着きのある独特の景観美を有しているといえよう。ただし一歩脇道へそれ、寺町一円光寺線、寺町一有松線などの都市計画路線はブロック塀が急に増えてくる。

・京都市内の二地区

(下鴨萩が垣内町、南禅寺下河原町)(表9, 表10, 付図2, 3, 4)

京都は平安朝以来の都であり、城下町という武家社会下に成立した都市金沢が同等に比較される事自体無理があろうが、藩主前田氏の積極的京文化導入政策が今日に到るも金沢をして美術工芸の一方の拠点としての地位を保たしめている事実からも、感性の源流としての意味もあり、調査したものである。

付図2に見るとおり京都は美観を守るための各種の規制を行っている。今回はなるべく金沢と対等の比較となるようそうした規制のなるべく強くない一般的な住宅地としてこの二地区を選んだ。前者は巨大工作物規制、後者は大部分が風致地区内(第3種地域)⁽⁴⁾にあるが、これは京都としては極く普通の住宅地と考えて良い。

比較の結果は表に見るとおりである。都という特別都市である事と歴史の長さによる違いが正に歴然としているといえよう。(表11)

5-2 新しい傾向

以上各地区及び街路を概括すると、金沢市においてはブロック塀が主流であり、ついでモルタル塀、石塀である事がわかる。表11でも明ら

かなようにこの三タイプの合計は73.5%にのぼり、史的都市の住宅街とはおよそかけ離れた無機質で硬いイメージの塀によって街並景観は支配されているといえよう。こうした傾向は金沢だけではないようであり、インテリアデザイナーの鷺津美恵子は、日本の住宅街はまるで刑務所のようなだと外国人の感想を借りて酷評している⁽⁵⁾が、史的都市金沢でさえこのような状態であり、正に当を得た評論と言って良いだろう。しかしせんじつめて考えて見るとこれは和辻哲郎が名著『風土』であざやかに描いて見せた、日本人のウチ、ソト感の物証でしかないという事なのかも知れない。

しかしながらこのブロック主流の塀のデザインにも一つの新しい傾向が生まれつつあるように思える。ブロック塀の一部を切り欠いてそこにフェンスを組み込んだデザインがその一つであり、このタイプは従来の全く人を寄せつけない総ブロック塀に較べて、街路と庭園の間に、空間の共有感覚が生まれ、明らかに親しみの情がかよう。興味深い事はそうした塀の家人は他人に見られる事を意識したうえで実施しているであろうと思われ、ここに日本人の公共空間に対する心理の、西欧化の過程を読み取る事も可能に思われる事である。今のところまだ主体はブロックで、ごく一部を窓のようにフェンス化している程度が多いのであるが、しかしか間見えるその庭は、純日本風は極く少なく、多くは芝生などを植え込んだ洋風であった。(図4)

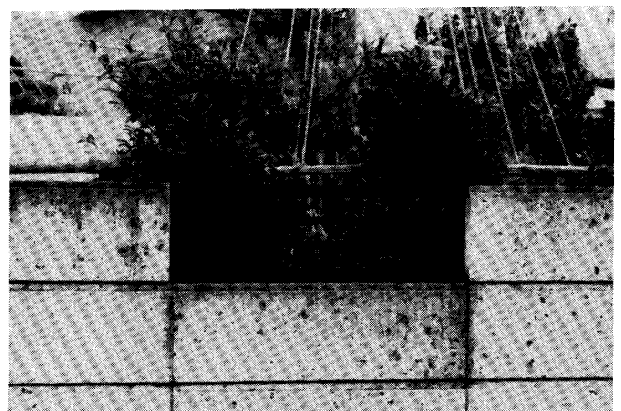


図4 新しい傾向のブロック塀

逆の事例として、最近になってそれまでのブロック塀に上積みをして1~3段高くした例も

見られた。これは交通量の多い大通りに散見された現象であるが、防犯上というよりもおそらくは騒音など車公害への防衛上の対抗措置であろうと考えられる。

次にこれも建築の洋風化に対応しているのであろうが、我々が花壇式生垣（略称花壇式）と名付けた様式の意外に多い事が挙げられる。この様式は将来普通の生垣に育つことを前提として苗木が植栽されていると思われるものも含まれてはいるが、多くは苗床の部分で、それ独自でフラワーポットのようにまとまりのある形態とし、植栽の種類もそれに合わせてバランスがとれるように配慮してあるのがわかる。（図5）こうしたタイプは、比較的前庭の狭い家であっても、狭く苦しさを感ぜさせず、しかも道路敷とは物理的にはっきり分けられるという日本的な要求をも満たしている点で今後も増えて行くと思われる。

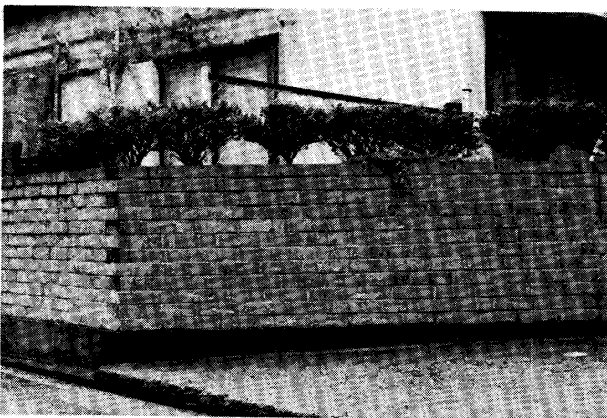


図5 花壇式の一例

最後に件数は少なかったが新しい現象として塀の建築化とでも呼ぶべき様式の出現しつつある事を記しておきたい。これは特に鉄筋コンクリート造のモダンな建築に見られるもので、（図6）塀をも鉄筋コンクリート造とし建物のデザインと調和させるのみならず、塀と建物を敢えて分けずに一体のものとして設計するものである。⁽⁶⁾これはマスの造型が容易な鉄筋コンクリート造には適した工法であり、今後同法による建築の増加に伴ない増える事が予想される。但しブロック塀同様、無機質で冷たく人を寄せつけない印象となりがちなので注意が必要である。石川厚生年金会館の塀はこの点に留意してデザイン

された例であろう。（図7）

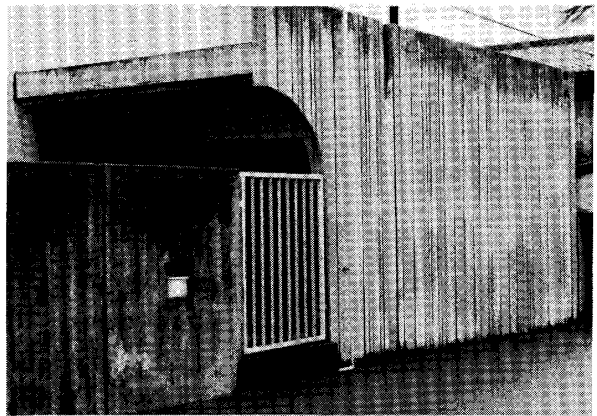


図6 建物と一体となった塀の例

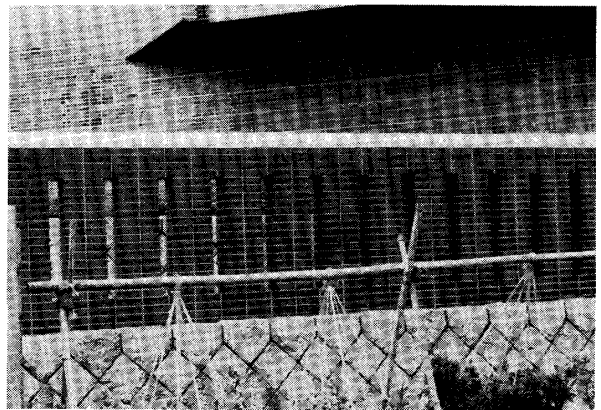


図7 石川厚生年金会館の塀

6 まとめ

田淵実夫の『石垣』⁽⁷⁾によれば、我が国で石垣塀を一番早く造ったのは沖縄の旧城下ではないかとし、又瀬戸内海西部から九州西国の湾岸部落には、浜石による塀立てが広く普及している事をあげ、それらが暴風との闘いの末に築かれ定着したものであるとの見解を示している。同書にはそうした自然の風土が形成したともいえる美しい石垣塀の事例写真が多数紹介してあるが、同じ無機質の材料ながらブロック塀はそのような石垣塀の美しさにはほど遠いといわねばならない。そこに感じられるのは、ただカキル（限る）カコウ（囲う）など垣（牆、屏、冊、籬）の語源であるところの、単に自らの土地を他のそれと縁を切ってしまうための機能だけでしかない。

しかしこのブロック塀も、周りの景観に調和するかどうかは別にして、新らしい間はそれな

りに美しいのである。

経年変化によって次第に醜くなって行くというのは、現在の工業製品に共通した欠点であろうが、しかしそれを用いる側の心の持ちようはさらに重大な影響をもたらすのである。例えば建設時のほんの少しの気配りでブロック塀はもう少し美しく在るはずである。屋根代りの瓦を乗せる事によって雨水の浸透を防ぐことは、特有の醜い黒いシミの発生をかなりおさえる事が出来る筈であり、かりに経年変化で色が変わったとしてもさして醜くはならないと思われる。その他冬期屋根から落下した雪が長期間融けずに残る位置、日当たりが悪くしかも常に下水などのしぶきがかかる場所などには、先ずブロック塀は不適と考え別の材質、デザインを用いる工夫が必要であろう。図8は瓦を乗せた例、図9は乗せない場合の経年変化の例を示している。

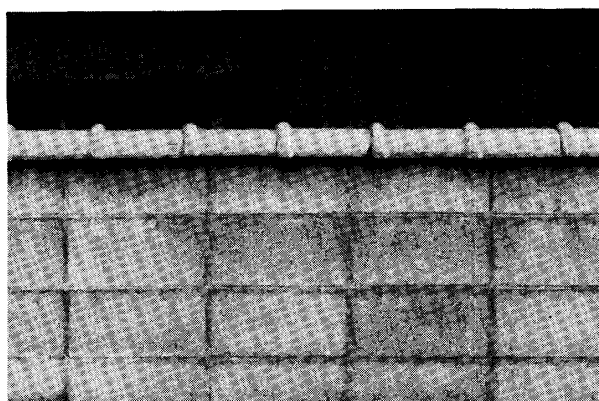


図8 瓦を乗せたブロック塀

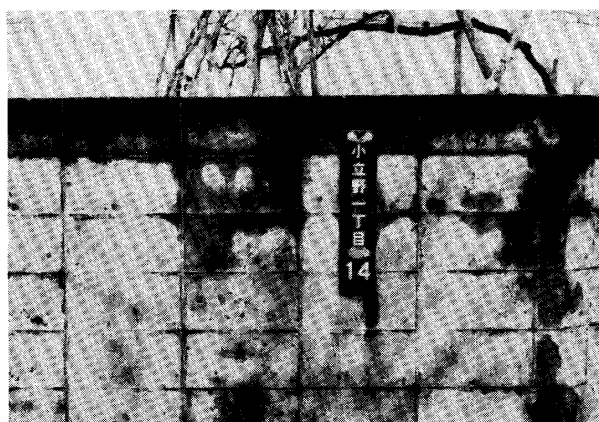


図9 雨水の浸透で上部が黒ずんで来ている。

次に一般にはコンクリートブロックよりはや高級と見られている擬石ブロックであるが、

新品であっても決して美しくはないし、現在出現してからの年月が浅いため断言はしかねるが経年破損による醜悪化は避けられず、場合によっては純コンクリートブロックよりも醜くなるのではあるまいか。

又以上の両者とコンクリートブロック下地のモルタル塀は、基礎及びタテ筋、ヨコ筋などの補強材が正しく配置、施工されている事が耐震上必須となってくる。無筋である事を示すき裂の見えるモルタル塀が散見されたが、美観上のみならず安全上もきわめて問題であろう。

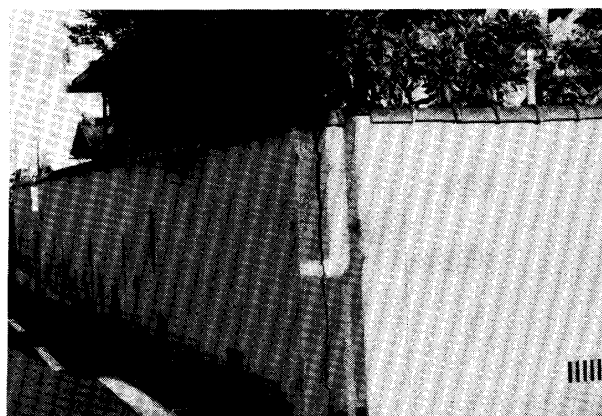


図10 無筋を思わせる亀裂のある塀

最後に全体の傾向をまとめて概観すると、およそ森の都のキャッチフレーズにはほど遠い印象であり、特に生垣の少なさが眼につく。美しく刈り込まれた生垣は無味乾燥で冷たいブロック塀とは異なり、道行く人の眼を楽しませ、心をなごませるものであるが、雪国においては通常の手入れ以外に雪害に対する配慮が必要であり相当の維持費がかかる事も事実である。この点は美しい街並景観創出のための障害の一つとして今後の研究課題と考えている。

又ブロックを使用した塀であっても、庭のスペースを若干道路側へ譲る事により、花壇などの緑地を街路沿いに生み出す事が可能である筈で、これにより街路の奮闘気は大いに変って来るとと思われる。この点は『街並の美学⁽⁸⁾』で芦原義信が訴えているとおりである。金沢市内においても図11のようにいくつかの事例を見る事ができる。

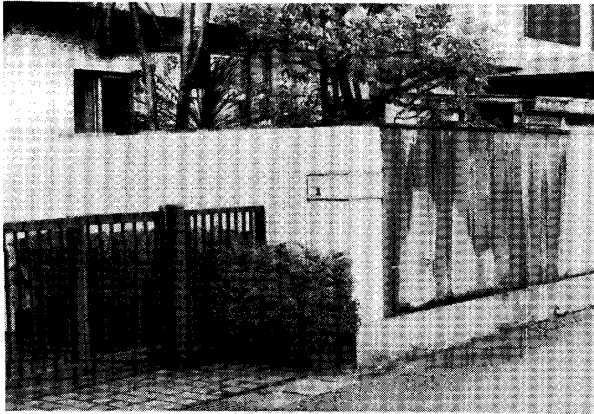


図11 塀の外側に植栽をした例

しかし欲を言えばもっと街路と庭とが息の通う塀でありたいものである。最近増えてきたフェンスとのコンビネーションによる塀、生垣はこの点で好ましいが、積雪に対する強度には不安感がある上に美的な観点からも、未だ推奨できるほど美しいとは言い難い。この点も今後の研究課題である。なお防犯的には全く道路から庭園のかくれてしまうブロック塀などよりも、生垣などいく分内部の様子の方が良いとの観点もあるようであるが、こうした機能面での考察及び塀にまつわる心理的な面の考察は次回以降の研究課題としたい。

7. おわりに

あまりに眼につくコンクリートブロックの塀に、いわばたまりかねて実態調査を始めたのであるが、調査結果の数値の上でもやはり群を抜いて高率を示し、感覚的目ざわり感との一致を示した。

非戦災都市として四百年の歴史を有する数少ない都市としての「金沢らしさ」とは、いったい何であろうと研究を進めながら考え続けていたが、ふと、それは高所から俯瞰した家並ではないかと思い当った。事実金沢を紹介するパンフレット類には必ずといって良いほど卯辰山などからの俯瞰写真が載っている。この視角からはブロック塀はもち論、看板類、アルミサッシュなど、およそ金沢のイメージには合わない夾雑物はほとんど眼に入らないのである。街路からのスカイラインを目茶苦茶にしている電柱でさえ、このアングルからはさほど気にならない。

黒々と光る釉薬瓦の屋根が畳々と連らなる様は、まさに北国の城下町金沢の景観であるといえよう。自然の猛威に耐えて生き残ったもののみが持ち得る特有の美しさが、そこにはある。ただ、この瓦の美しい俯瞰景にも最近の色ものが混入しはじめ次第にその比率を増しつつあるようであり、本稿の直接の論題とははずれるが史的都市の景観保全上残念なことといわざるを得ない。

論点を塀にもどそう。街路を歩行時にもっとも視界の多くを占めるのは空と道路、次が庭木などの樹木、そして塀、垣である事を考えると、俯瞰景における屋根瓦同様、この塀のデザインの洗練によって美しい街並景観が生れるだろう事は容易に想像がつく。今後の研究によって金沢の風土に合った塀のあり方を追求し明らかにしたい。それにしても石川厚生年金会館の設計に当って、金沢の印象は黒、白、グレイの無彩色だとし、それをデザインの基調にとり込んだという黒川紀章には、おそらく高層ホテルから俯瞰した時の家並のイメージが脳裏に焼きついていたのであろうと思えてならない。



図12 金沢の屋根瓦俯瞰景(卯辰山より)

注

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）抄
（地域地区）

第8条 都市計画には、当該都市計画区域について、次の各号に掲げる地域、地区又は街区に必要なものを定めるものとする。

（中略）

- (7) 風致地区

